

佐賀県告示第8号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するための消毒を次のとおり実施するよう命ずる。

令和4年1月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施の区域

県内全域の家きんを飼養している農場

3 実施の期日

令和4年2月1日から令和4年2月28日まで

4 消毒方法

消石灰の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部）散布